

答申第 83 号

平成14年2月27日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年12月11日付け教指第838号による下記の諮問について、別紙のとおり答申  
します。

記

平成9年7月23日付けで提起された、平成9年6月3日付け教指第75号の35で行っ  
た公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表に示す部分は公開しないことができるものであるが、その余の部分については公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成9年6月3日付け教指第75号の35で行った「平成9年度園長等専門講座実施計画書の提出について」、「平成9年度幼稚園教育課程都道府県研究集会実施計画書の提出について」、「平成9年度保育技術専門講座実施計画について」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件異議申立ての対象となっている文書のほかに教指第17号、教指第57号では、本件では非公開とされている教育庁外部の講師の氏名及び職名は公開されていた。

イ このことについて、異議申立人は実施機関に見解を問うたところ次のとおりであった。

(ア) 管理部総務企画課の見解

研修会の講師名を公開するかどうかは研修会の目的、研修内容、受講対象者等を考慮して個別に判断するが、具体的には、公表することが慣行となっているか、一般県民を対象としているか、研修の目的、研修内容等から公表に適するかどうか等を考慮して判断する。

(イ) (ア)の見解をもとに学校教育部指導課に問うたところ、学校教育部義務教育課から、次のような回答があった。

新規採用教職員等研修事業（免許法認定講習開設補助）について検討すれば、本

講習は、現在教員でない者に門戸を閉ざしているものでない。講師の氏名等が記載された実施要項は請求があれば送付するし、受講申込みも受けつける。教育広報や教育要覧では、免許法認定講習を掲載している。本講習の目的、内容、受講対象者を考慮しても、公表に適するものであり、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）条例第11条第2号ただし書口に該当すると判断した。

ウ 実施機関の見解は矛盾するものであり、よって、部分公開決定は取り消されるべきである。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件文書は、実施機関が文部省あて発した幼稚園の教諭等を対象として実施する専門講座にかかる報告文書であり、非公開とした部分は、旧条例第11条第2号及び第7号に該当するものである。

#### (1) 旧条例第11条第2号該当性について

##### ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件文書で非公開とした情報のうち、氏名については明らかに特定個人が識別される情報であり、また、肩書き、職名、前歴についても各講師の講義内容から特定個人が識別され得る情報であることから、本号本文に該当するものである。

##### イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

(7) 本件文書は、文部省に報告するために作成した各専門講座の実施計画書であり、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できる文書ではないので、ただし書イには該当しない。

(イ) 本件文書は、公にすることが慣行となっているわけではなく、受講対象者は、幼稚園の園長、教頭、教諭総計420名に限定されるものであり、また、不特定多数の者の受講を予定しているものと認められる特別の事情も存在しないので、ただし書ロには該当しない。

(ウ) 本件文書は、法令等に基づく、許可、免許、届出等に際し実施機関が作成したものと認められないため、ただし書ハには該当しない。

(2) 旧条例第11条第7号該当性について

本件文書は、文部省に報告した時点では、講師の選出に関し、幼稚園教育関係団体等と協議中であり、実施計画書と異なった講師が選出される可能性があったので、未成熟な情報の公開により誤解や混乱を与えるおそれがあり、当該事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずる。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、幼稚園の教諭等を対象として実施する「平成9年度園長等専門講座実施計画書の提出について（報告）」、「平成9年度幼稚園教育課程都道府県研究集会実施計画書の提出について（報告）」、「平成9年度保育技術専門講座実施計画書について」に係る文部省への報告文書であり、次のとおり構成されている。

(ア) 園長等専門講座実施計画書

送付文、実施計画書

(イ) 幼稚園教育課程都道府県研究集会実施計画書

送付文、実施計画書

(ウ) 保育技術専門講座実施計画書

送付文、実施計画書

イ 本件文書のうち、非公開とした部分は次のとおりである。

(ア) 園長等専門講座実施計画書

講師の所属名、職名及び氏名

(イ) 幼稚園教育課程都道府県研究集会実施計画書

講師の所属名、職名及び氏名

(ウ) 保育技術専門講座実施計画書

講師の所属名、職名及び氏名

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 旧条例第11条第2号本文該当性について

本件文書は、平成9年度に実施する幼稚園の園長等専門講座、幼稚園教育課程都道

府県研究集会及び保育技術専門講座の実施計画を文部省に報告するものであり、その内容は専門講座の開催日時、参加者数、会場、講座の内容並びに講師の所属名、職名及び氏名が記載されている。

実施機関が非公開とした氏名は、直接特定個人が識別し得ることができるものであるから、本号本文の情報に該当するものと認められる。

さらに、実施機関は所属名及び職名についても本号に該当する旨主張するので検討する。

(ア) 所属名については、一般的に公開されたとしてもその情報だけをもって、直接特定個人が識別され又は識別され得る情報とまでは認められないと判断される。

また、職名については、その所属に同様の職名の者が複数配置されていることにより直接特定個人が識別されない場合や所属名と職名を組み合わせることにより特定個人が識別され得る場合もあることから、各専門講座ごとに検討を行うこととする。

(イ) 園長等専門講座の講師については、所属名及び職名が記録されており、「幼稚園教育の特質」及び「新しい幼稚園の機能と園長の役割」を担当する講師は、所属名及び職名を組み合わせることにより特定個人が識別され得ることから、職名及び前歴の肩書きについては本号本文に該当する。

その余の講師については、所属名、職名を公開しても特定個人が識別され又は識別され得る情報とまでは認められないので本号本文に該当しない。

(ウ) 幼稚園教育課程都道府県研究集会の講師については、所属名及び職名が記録されており、所属名及び職名を組み合わせることにより特定個人が識別され得ることから、職名については本号本文に該当する。

所属名については、公開しても特定個人が識別され又は識別され得る情報とまでは認められないので本号本文に該当しない。

(エ) 保育技術専門講座の講師については、所属名及び職名が記録されており、「幼児のサインを感じとる」及び「心の動きに添った教師のかかわり」を担当する講師は、所属名及び職名を組み合わせることにより特定個人が識別され得ることから、職名については本号本文に該当する。

その余の講師については、所属名、職名を公開しても特定個人が識別され又は識別され得る情報とまでは認められないので本号本文に該当しない。

(カ) 以上のことから、実施機関が非公開とした園長等専門講座の「幼稚園教育の特質」及び「新しい幼稚園の機能と園長の役割」を担当する講師の職名、幼稚園教育課程都道府県研究集会の講師の職名及び保育技術専門講座の「幼児のサインを感じとる」及び「心の動きに添った教師のかかわり」を担当する講師の職名については本号本文に該当し、その余の部分については本号本文に該当しない。

イ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

アで本号本文に該当するとした情報は、本号ただし書イ及びハに該当しないことは明らかであるので、以下ただし書ロの該当性について検討する。

(ア) ただし書ロは、実施機関が作成した情報であって公表を目的としているものについては、公開することができるとしたものである。

(イ) 園長等専門講座は、幼児一人ひとりの特性に応じた総合的な指導が着実に進められるように、幼稚園教育に係る専門的な事項に関する研修を行うもので、受講対象者は、管理的な立場にある公立・私立幼稚園の園長等に限定されている。

(ロ) 幼稚園教育課程都道府県研究集会は、幼稚園教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議し、教職員の指導力を高めるために開かれるもので、受講対象者は、公立幼稚園については一園一名という条件のもとで、各地方出張所が管内市町村教育委員会と協議の上選定され、また、私立幼稚園については、千葉県総務部学事課長が選定した者とされている。

(ハ) 保育技術専門講座は、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の段階に即した保育を行うために必要なカウンセリングマインドを生かした保育の専門技術について、専門的講義演習等を行うもので、受講対象者は、幼稚園の教員経験が5年以上で、幼稚園において指導的立場にある中堅職員に限定されている。

(ニ) したがって、各専門講座が、幼稚園の管理職や指導的立場にある中堅職員を対象としたもので、その研修内容も幼稚園教育の指導力等を高めることに限定していることに鑑みれば、公表を目的としているものとまでは認められないので、ただし書ロには該当しない。

(3) 旧条例第11条第7号該当性について

実施機関は、本件文書が本号に該当すると主張するので検討する。

実施機関は、本件文書が文部省に報告した時点では、講師の選出に関し、幼稚園教育関係団体等と協議中であり、未成熟な情報を公開することにより、県民に誤解や混乱を

与え、当該事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずる旨主張する。

しかし、本件文書は各専門講座の開催日時、場所、参加人数、講師や講義内容等が記録されているに過ぎず、仮に事業の途上であったとしても、本件専門講座の性質に照らし、これを公開することによって何かしら県民に誤解や混乱を与え、当該事務事業に関する意思形成に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

よって、本件文書は、旧条例第11条第7号に該当しないと判断する。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関は、非公開とした部分のうち別表に掲げる部分は公開しないことができるものであるが、その余の部分については公開すべきである。

### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別表 (公開しないことができる情報)

<p>1 園長等専門講座実施計画書</p>	<p>(1) 各講師の氏名  (2) 5月23日の「幼稚園教育の特質」を担当する講師の職名  (3) 7月11日の「新しい幼稚園の機能と園長の役割」を担当する講師の職名及び前歴の肩書き</p>
<p>2 幼稚園教育課程都道府県研究集会実施計画書</p>	<p>(1) 各講師の氏名  (2) 各講師の職名</p>
<p>3 保育技術専門講座実施計画書</p>	<p>(1) 各講師の氏名  (2) 7月30日の「幼児のサインを感じとる」を担当する講師の職名  (3) 8月7日の「心の動きに添った教師のかかわり」を担当する講師の職名</p>



別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
9. 12. 11	諮問書の受理
10. 3. 23	実施機関の理由説明書の受理
10. 7. 22	審議 (第88回審査会)
13. 9. 26	審議 (第125回審査会) 実施機関から非公開理由の聴取
13. 11. 28	審議 (第128回審査会)
13. 12. 26	審議 (第129回審査会)

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
岩間 昭道	千葉大学教授	
岡部 文彦	弁護士	
鶴岡 稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	委員長
福武 公子	弁護士	
藤井 俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成13年12月26日現在)